

三島市最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三島市が発注する工事及び製造の請負契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下これらの入札を「競争入札」という。）に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（同政令第167条の13において準用する場合を含む。）及び三島市契約規則（平成17年規則第5号。以下「規則」という。）第16条（同規則第23条において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする最低制限価格制度の取扱い等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする請負契約)

第2条 この要領の対象とする請負契約は、三島市低入札価格調査制度の適用を受けない競争入札による建設工事とする。ただし、三島市建設工事等業者資格審査委員会が、当該工事等の業種の特性や工事の対象物にかかる工事資材等の状況及び過去の入札実績を勘案して、最低制限価格制度の適用を不相当と認める場合はこの限りでない。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、規則第9条第1項の「低入札調査基準価格」を同条第2項のとおり準用し、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合に合っては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 予定価格算出の基礎となった額の合計額は1万円単位とし、1万円未満の端数は切捨てる。
- 3 特別なものについては、第1項の算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額とする。
- 4 前3項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額

を「最低制限価格入札書比較価格〇〇円」と記載するものとし、予定価格及び最低制限価格については、事後公表とする。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格制度の円滑な運用を図るため、一般競争入札にあつては入札の公告において、指名競争入札にあつては指名通知等適切な方法において、最低制限価格を設定している旨を明示するものとする。

(入札の執行)

第5条 入札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を失格とし落札者とししないものとする。

(入札経過の整理)

第6条 前条の決定を行った場合、入札経過表に当該入札をした者を失格と決定した旨記載するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年1月1日以降に入札公告を行うものから適用する。

この要領は、令和元年10月1日以降に入札公告を行うものから適用する。

この要領は、令和2年4月1日以降に入札公告を行うものから適用する。

この要領は、令和4年10月1日以降に入札公告を行うものから適用する。